

# 中小企業に対する事前対策インセンティブ (事務局説明資料)

平成30年12月26日

中小企業庁

# 1. 中小企業に期待される災害対策について

中小企業に期待される災害対策の構成要素としては、（１）取組の目的（２）リスクの認識・被害想定、（３）推進体制の構築、（４）事前対策、（５）PDCAサイクルの構築を含む実効性の確保、といった項目が考えられる。

## （１）目的

対策に取り組む目的や基本方針を定め、社内で共有

- ①従業員・家族の安全確保
- ②顧客への供給責任
- ③従業員の雇用維持

## （２）リスク認識・被害想定

ハザードマップの活用等により、自社・取引先等の影響を把握

- ①リスク認識
  - 地震・津波、風水害、火災 等
- ②被害想定
  - 地震・水害等発生時の被害

## （３）推進体制構築

責任者を設置するとともに、や全社的な社内体制を構築

- ①経営トップのコミットメント
- ②責任者の明確化
- ③災害時の社内体制の構築

## （４）事前対策

### ①初動対応

避難方法・安否確認  
あらかじめ手順策定

### ②人員確保

代替要員確保

### ③設備等対策

耐震化や床固定  
浸水対策 等

### ④情報保全

データバックアップ

### ⑤リスクファイナンス

損害保険等により  
必要費用を確保

### ⑥協力体制

他社等との代替生産  
に係る事前取り決め

## （５）実効性確保

対策の定期的な訓練と見直し  
により実効性を確保

- ①定期的な訓練
  - 社員に対する教育・研修
  - 実地又は机上訓練
- ②見直し
  - 定期的な見直し
  - 予算策定や組織変更時
  - 関連法令の見直し

## 2. 防災・減災対策の認定スキーム（案）

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策を国が認定し、認定を受けた者に対し、支援措置を講じることとしてはどうか。
- 商工会・商工会議所が小規模事業者の防災・減災対策を支援するなど、中小企業を取り巻く関係者による支援を促すこととしてはどうか。

### 【計画認定スキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

①計画策定  
中小企業・小規模事業者

〔 取り巻く関係者による  
防災・減災対策の支援 〕

⑤支援 ↑ ↓ ④手続

支援措置

- 経済産業大臣は、中小企業の防災・減災対策に関する指針を策定。

指針の内容：中小企業に求められる事前の防災・減災対策の内容  
中小企業を取り巻く関係者※に求められる支援の内容 等

※ 商工団体、サプライチェーンの親事業者や関連企業、金融機関、自治体 等

- 事業者は、防災・減災の事前対策に関する計画を策定し、経済産業大臣に認定を申請。

(1) 自然災害が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）

(2) 体制の構築

(3) 事前対策の内容

例：初動対応、設備投資、情報保全、取引先・同業他社との連携、人員確保、リスクファイナンス、復旧手順の策定 等

(4) 事前対策の実効性の確保に向けた取組

例：定期的な訓練の内容、見直し方法 等

- 認定を受けた事業者に対し、例えば以下のような支援措置を講じる。

・低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援

・防災・減災設備に対する税制措置

・補助金の優先採択

<本制度と連動する形で、中小企業を取り巻く関係者に求められる取組>

・普及・啓発活動の実施、人材の育成等

(商工団体、サプライチェーンの親事業者や関連企業、金融機関、自治体等)

・防災・減災活動に対する融資枠の設定や低利融資等 (金融機関)

・リスクに応じた保険料の低減、保険商品の開発等 (民間損害保険会社)

### 3. 認定の対象となる計画の構成・内容〈案〉

- 先駆的な企業の取組事例、関連する既存の認証制度などを参考としつつ、防災・減災対策に係る計画に記載することが期待される項目・内容を整理。

大項目	中項目	内容
目的	目的	従業員等の安全確保、顧客への供給責任、従業員の雇用確保等
リスク認識・被害想定	リスク認識	ハザードマップなどを利用してどのような災害で事業中断するおそれがあるか等
	被害想定	事業中断するおそれのある災害における被害規模の想定等
体制の構築		社内責任者を社長又は経営陣とする 平時の推進体制
事前対策	初動対応	①避難の方法 ②従業員等の安否確認 ③出社ルール ④被害状況の把握 ⑤設備等の停止等の安全措置に関する取り決め ⑥社内の緊急時体制の構築ルール ⑦取引先・公的機関への連絡 ⑧取引先の被害状況の確認 等
	人員確保	リスク認識（想定災害）や被害想定を踏まえた適切な人員確保に係る取組等
	設備等対策	リスク認識（想定災害）や被害想定を踏まえた適切な設備投資に係る対策等
	情報保全	リスク認識（想定災害）や被害想定を踏まえた適切な情報保全に係る対策等
	リスクファイナンス	リスク認識（想定災害）や被害想定を踏まえた適切な自己資金の確保、融資枠の手配、保険加入等
	協力体制	リスク認識（想定災害）や被害想定を踏まえた適切な他社等との代替生産に係る協力体制の構築等
実効性確保	訓練・教育	訓練・教育を実施する部門、担当者の選定、訓練・教育の実施方法等
	計画の見直し	計画の見直しが必要な場合、速やかな見直しが行われる体制、仕組み等

# 参考：事前対策の取組事例（認定計画の構成案に沿って整理）

## 樹脂製造業

### （１）目的

- ・災害発生時に「経営を早期に安定させ、職場を守ること」。
- ・人命と事業資産の保護、迅速な業務回復、利害関係者への影響の最小化を図る。

### （２）リスク認識・被害想定

- ・所在地域の地震(震度 6 強)と近隣河川の氾濫を想定。
- ・1か月程度で態勢の解除を目指す。

### （３）事業継続力強化計画の推進体制

- ・ヘッドを社長とし、各役職者が社長の代行者となる本部を設置。

### （４）事前対策

#### ①初動対応の事前検討

- ・発生直後は、避難、安否確認、被害状況の把握を行う。
- ・取引先（仕入・供給・補修）への連絡先リストを整備。
- ・社内各部門における対応計画を整備。

#### ②人員確保

- ・従業員の出勤状況を把握した上で、配置を変更。

#### ③設備対策

- ・原料漏洩対策、落下転倒防止対策。
- ・避難所兼用管理棟の建設、大型自家発の導入
- ・外注倉庫の在庫の分散化 等

#### ④情報保全

- ・外部データセンターを活用。
- ・重要情報をリスト化し、保管先リストを整備。

#### ⑤リスクファイナンス

- ・手元運転資金を手厚く確保。
- ・外部物流倉庫の事前対策として、製品保険に加入。

#### ⑥協力体制

- ・取引先との連絡体制を構築。必要に応じ、すぐに発出できるよう、自社状況に係る文書を用意。
- ・異業種他社とフレンドシップ協定を締結。

### （５）実効性確保

- ・年1回の訓練、グループ企業との相互チェック。

# 検討していくべき論点例(第1回資料から抜粋)

## 事前対策

- 中小企業の事前対策としては、具体的にどのような取組が有効か。業種、規模、想定する自然災害等によって、どのような違いがあるか。
- 事前対策として、必要な取組をあらかじめとりまとめ、BCPとして、社内外の関係者と共有しておくことをどう評価するか。
- 一方、BCPの策定自体を自己目的化することなく、現場での実践につなげるためには、どのような取組が必要か。
- 中小企業の事前対策を促進していくためには、どのような取組が必要か。その担い手としては、どのような者が想定されるのか。中小企業は、どのような支援を求めているか。

## 事前対策へのインセンティブ

- 事前対策を後押しする取組としては、何が効果的か。
- 事前対策を後押しする取組について、官民の連携、役割分担をどう考えるか。
- 公的な認定・認証、それに係る補助金、政策金融、調達における配慮等の効果をどう評価するか。また、国や自治体（都道府県及び市町村）に期待される政策対応としては、何が考えられるか。
- 取引先である親事業者（大企業）に対して、期待される役割は何か。
- 中小企業のニーズに対応する観点から、民間金融機関の融資、損害保険会社が提供する商品、保険料等に関し、何が期待されるか。

## 中小企業を取り巻く関係者の支援

- 中小企業を取り巻く関係者（親事業者、地方自治体、金融機関（地域金融機関、損害保険会社等）、商工団体等）には、それぞれ、どのような役割が期待されるか。
- 中小企業の事前対策を支援する人材には、どのような知見・スキルが求められるか。
- 支援人材の育成は、どのように進めることが適切か。育成の担い手としては、どのような者が想定されるか。



# 中小企業防災・減災投資促進税制のポイント

平成31年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得した場合に、特別償却を可能とする、新しい制度を創設。

## 1 計画の認定が必要です

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が対象となります。

## 2 防災・減災設備が対象です

災害への事前対策を強化するために取得する防災・減災設備が対象となります。

＜対象設備＞

- ・機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ・器具・備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛生電話 等
- ・建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

## 3 取得価額の20%の特別償却が受けられます

対象設備への投資に対する特別償却（20%）が適用可能です。

※適用期限は平成32年度末までです。

### 【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

#### ①「計画」策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間  
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

### 適用例

- 水害からの早期復旧を果たすため、止水板、排水ポンプなどの設備を導入。
- 地震発生時にサーバがダウンしないよう、制震ラックや非常用発電機を導入。

